

変 更 案	現 行
<p><u>第1章 実施体制の確立</u></p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>3 本省における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(2) 職員の参集</p> <p>○ <u>医政局長</u>は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>第2節 平素における措置</p> <p>2 保健・衛生に係る体制の整備</p> <p>(2) <u>災害対策に有用な健康危機管理情報の提供による保健医療活動支援</u></p> <p>○ 厚生労働省関係部局は、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーにおいて災害対策に有用な情報の<u>収集・整理</u>を行う。</p> <p>3 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p>○ 厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u>は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) 	<p><u>第1章 実施体制の確立</u></p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>3 本省における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(2) 職員の参集</p> <p>○ <u>技術・国際保健総括審議官</u>は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>第2節 平素における措置</p> <p>2 保健・衛生に係る体制の整備</p> <p>(2) <u>災害対策に有用な健康危機管理情報のデータベース化</u></p> <p>○ 厚生労働省関係部局は、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーシステムにおいて災害対策に有用な情報のデータベース化を行い、当該システムの保護、復旧、運用の確保のため必要な措置を講ずる。</p> <p>3 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p>○ 厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u>生活衛生・食品安全部は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略)

・ (略)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 体制の整備

(2) 職務代理

○ (略)

- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。

・ (略)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 体制の整備

(2) 職務代理

○ (略)

- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長、総括審議官の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

⑧ 安全の確保

○ (略)

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

⑧ 安全の確保

○ (略)

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当

に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

- (略)
- 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- (略)

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第2節 食品・飲水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。
また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

- (略)
- 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーシステムを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- (略)

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第2節 食品・飲水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。
また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

第4節 保健・衛生に係る対策

1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力要請する。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

第4節 保健・衛生に係る対策

1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力要請する。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第2項に規定する市町村

長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

2 保健医療関係者の派遣

- (略)
- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーの活用に努める。

- (略)

第5節 福祉に係る対策

1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども家庭局その他の関係部署は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 水道施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。

長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

2 保健医療関係者の派遣

- (略)

- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーシステムの活用に努める。

- (略)

第5節 福祉に係る対策

1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部署は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 水道施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関連機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認められるときは、支援を行うものとする。

第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

第3節 NBC攻撃による災害への対処

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

(2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関連機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認められるときは、支援を行うものとする。

第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

第3節 NBC攻撃による災害への対処

1 共通事項

(2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

第4節 保健衛生の確保その他の措置

2 人工透析医療

- (略)
- ・ (略)
- ・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局、医薬・生活衛生局及び医政局は、被災都道府県が、公益社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第1節 情報の収集・提供

1 平素からの備え

- 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを利用し、情報の収集・整理に努めることとされている。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び

1 共通事項

(2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

第4節 保健衛生の確保その他の措置

2 人工透析医療

- (略)
- ・ (略)
- ・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部及び医政局は、被災都道府県が、公益社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第1節 情報の収集・提供

1 平素からの備え

- 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーシステムを利用し、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努めることとされている。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医

医薬・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

第3節 海外からの支援の受入れ

- (略)
- (略)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

2 社会保険関係

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

- 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。
なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、老健局、年金局及び子ども家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。

4 その他

② 労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化

- 武力攻撃災害により被災した会員又は会員を構成するものに対する労働金庫による生活資金の貸付けが円滑に行われるように、厚生労働省雇用環境・均等局長は、必要があると認めるときは、労働金庫連合会に対し、当該労働金庫への資金の融通について協力を要請するものとする。

③ 中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

第3節 海外からの支援の受入れ

- (略)
- (略)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

2 社会保険関係

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

- 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。
なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、老健局、年金局及び雇用均等・児童家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。

4 その他

② 労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化

- 武力攻撃災害により被災した会員又は会員を構成するものに対する労働金庫による生活資金の貸付けが円滑に行われるように、厚生労働省労働基準局長は、必要があると認めるときは、労働金庫連合会に対し、当該労働金庫への資金の融通について協力を要請するものとする。

③ 中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

○ 厚生労働省雇用環境・均等局長は、中小企業退職金共済契約者が武力攻撃災害により掛金の納付が困難となった場合であって必要があると認めるときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、掛金の納付期限を延長するよう要請するものとする。

④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置

○ 厚生労働省雇用環境・均等局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返金が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。

(削る)

⑥ 生活福祉資金

○ 厚生労働省社会・援護局は、武力攻撃事態等による被害を受けたことにより避難している低所得世帯等に対して、その生活の安定に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が必要に応じて実施されるよう、都道府県に対し指導・助言を行う。

⑦ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

○ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係営業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うよう

○ 厚生労働省労働基準局長は、中小企業退職金共済契約者が武力攻撃災害により掛金の納付が困難となった場合であって必要があると認めるときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、掛金の納付期限を延長するよう要請するものとする。

④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置

○ 厚生労働省労働基準局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構等から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返金が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。

⑥ 移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）の一時貸与

○ 厚生労働省職業安定局は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、武力攻撃災害により住居を失った被災者に、移転就職者等の利用に配慮し、移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）を緊急避難のため一時的に貸与するよう要請するものとする。

⑦ 生活福祉資金

○ 厚生労働省社会・援護局は、武力攻撃事態等による被害を受けたことにより避難している低所得世帯等に対して、その生活の安定に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が必要に応じて実施されるよう、都道府県に対し指導・助言を行う。

⑧ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

○ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係営業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うよう

に努めるものとする。

第2節 生活基盤等の確保

1 ライフライン施設の機能の確保

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

2 水の安定的な供給

- (略)
- (略)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定時期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。

第3節 応急の復旧

2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。

3 社会福祉施設の復旧

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども家庭局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等

に努めるものとする。

第2節 生活基盤等の確保

1 ライフライン施設の機能の確保

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

2 水の安定的な供給

- (略)
- (略)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定時期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。

第3節 応急の復旧

2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。

3 社会福祉施設の復旧

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、被災社会福

の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

祉施設等の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

第8章 緊急対処事態への対処

1 厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置

(3) 職務代理

- (略)
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。

第8章 緊急対処事態への対処

1 厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置

(3) 職務代理

- (略)
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長、総括審議官の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。